

佐賀県廃棄物処理施設専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第4項に規定する産業廃棄物施設をいう。以下同じ。）の設置又は変更の許可をする場合等において、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くため、佐賀県廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見の聴取等)

第2条 知事は、廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請があったときは、生活環境の保全に関する次の事項について委員会の意見を聴くものとする。

- (1) 廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項
 - (2) その他知事が生活環境の保全上必要と認める事項
- 2 知事は、前項の規定によるほか必要と認めるときは、廃棄物の処理施設の構造や維持管理の方法等に関し、生活環境の保全に関する前項各号に掲げる事項について委員会の意見を聴くことができる。
- 3 前2項の意見聴取は、第4条に規定する会議の他、書面によって行うこともできる。

(組織等)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

- 2 委員は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項等について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。
- 8 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、知事が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもってあてる。
- 3 委員長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、県民環境部循環型社会推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。